

2025 年 10 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ タ プ ラ ネ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 サ イ モ ン ・ ゲ ロ ヴ ィ ッ チ
(ス タ ン ダ ー ド コ ー ド : 3350)
問 合 せ 先 I R 部 長 中 川 美 貴
電 話 番 号 03-6772-3696

第三者割当により発行された第 20 回乃至第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の 行使停止指定に関するお知らせ

当社が 2025 年 6 月 23 日に発行した、EVO FUND を割当先とする第 20 回乃至第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）につき、その行使を停止することを、本日 2025 年 10 月 10 日に決定いたしました。つきましては、割当先である EVO FUND との間で締結した本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）に基づき、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（以下「EJS」といいます。）に対して、行使停止期間開始日において残存する本新株予約権の全部について行使を停止するよう本日通知いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

<行使停止通知の内容>

（１）新株予約権の名称	株式会社メタプラネット第 20 回新株予約権 株式会社メタプラネット第 21 回新株予約権 株式会社メタプラネット第 22 回新株予約権
（２）行使停止通知日	2025 年 10 月 10 日
（３）行使停止期間	2025 年 10 月 20 日（当日を含む。）から 2025 年 11 月 17 日（当日を含む。）までの 20 取引日の期間
（４）本日時点における 未行使残存個数（株数）	第 20 回新株予約権：284,400 個（28,440,000 株） 第 21 回新株予約権：1,850,000 個（185,000,000 株） 第 22 回新株予約権：1,850,000 個（185,000,000 株）

<行使停止通知の理由>

市場環境の変化を踏まえ、当社は資本構成の柔軟性を高め、長期的な企業価値の最大化を図る観点から、直近の株式市場の動向も考慮のうえ、資本政策全体を戦略的に再点検する適切な局面と判断いたしました。

これまでの取り組みは、当社の成長および財務基盤の強化に大きく寄与してまいりましたが、当社は引き続き、株主の皆さまのためにビットコインの保有を拡大し、BTC イールドの最大化を目指すというミッションを推進しております。こうした取り組みを支える新たな金融手段の導入・整備も進行しており、資本政策の一層の高度化を図っています。

これらの状況を総合的に勘案し、当社は本新株予約権に基づく行使を 2025 年 11 月 17 日まで停止することを決定いたしました。本決定は、資本の最適化および長期的な株主価値の向上を目的とした前向きな施策であり、今後も引き続き、持続的な成長と企業価値の最大化に向けた取り組みを進めてまいります。

本買取契約に基づき、当社はいつでも、行使停止期間開始日に残存する本新株予約権の全部又は一部の行使を停止することができ、また、当社は行使の停止の効力発生日以降いつでも、EJS に対して、本新株予約権の全部又は一部の行使の再開を許可することができます。

当社は、行使の停止指定又は行使の再開許可を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。

以 上